

**香川県条例第7号**

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前																																											
<p>(種別及び金額) 第2条 略</p> <p>(補則) 第7条 略</p> <p>2 教育委員会の所管に属する学校等の施設その他の教育財産（<u>香川県立ミュージアム条例（平成11年香川県条例第6号）第1条第1項の香川県立ミュージアムを除く。</u>）の使用料及び入学選考その他の教育事務に係る手数料の徴収に関しては、この条例中「知事」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。</p>				<p>(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略</p> <p>(補則) 第7条 略</p> <p>2 教育委員会の所管に属する学校等の施設その他の教育財産の使用料及び<u>入学せん考</u>その他の教育事務に係る手数料の徴収に関しては、この条例中「知事」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。</p>																																											
<p>別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 公の施設の使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)～(12) 略</td> </tr> <tr> <td>(13) 香川県産業技術センター</td> <td>機器使用料 略 大型膜型反応装置 高速液体クロマトグラフ質量分析計</td> <td>略 <u>1時間当たり</u></td> <td><u>5,280円</u></td> </tr> </tbody> </table>				種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(12) 略				(13) 香川県産業技術センター	機器使用料 略 大型膜型反応装置 高速液体クロマトグラフ質量分析計	略 <u>1時間当たり</u>	<u>5,280円</u>	<p>別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 公の施設の使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)～(12) 略</td> </tr> <tr> <td>(13) 香川県産業技術センター</td> <td>機器使用料 略 大型膜型反応装置</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(12) 略				(13) 香川県産業技術センター	機器使用料 略 大型膜型反応装置	略	
種別	区分	単位	金額																																												
1 略																																															
2 公の施設の使用料																																															
(1)～(12) 略																																															
(13) 香川県産業技術センター	機器使用料 略 大型膜型反応装置 高速液体クロマトグラフ質量分析計	略 <u>1時間当たり</u>	<u>5,280円</u>																																												
種別	区分	単位	金額																																												
1 略																																															
2 公の施設の使用料																																															
(1)～(12) 略																																															
(13) 香川県産業技術センター	機器使用料 略 大型膜型反応装置	略																																													



(33) 香川県立 ミュージアム 瀬戸内海歴史 民俗資料館	駐車場使用料	略	規則で定める額
	資料画像等使用料	別に規則で定める額	
	附属設備及び器具の使用料	別に規則で定める額	
	歴史展示室、企画展示室及び特別展示室を香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料、特別展示室を分割して利用する場合の使用料、利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後5時後の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別に規則で定める。		
(34) 香川県立 ミュージアム 香川県文化会館	資料画像等使用料	別に規則で定める額	
	県民ギャラリーの観覧料	知事が別に定める額	
	芸能ホール使用料	午前9時から午後9時まで	45,000円を超えない範囲で規則で定める額
	県民ギャラリー使用料	午前9時から午後5時まで	18,560円を超えない範囲で規則で定める額
	和室使用料	午前9時から午後	10,830円

(33) 香川県立 ミュージアム 香川県文化会館	駐車場使用料	略	教育委員会規則で定める額
	附属設備及び器具の使用料	別に教育委員会規則で定める額	
	歴史展示室、企画展示室及び特別展示室を香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料、特別展示室を分割して利用する場合の使用料、利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後5時後の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別に教育委員会規則で定める。		
	県民ギャラリーの観覧料	香川県教育委員会が別に定める額	
(34) 香川県立 ミュージアム 香川県文化会館	芸能ホール使用料	午前9時から午後9時まで	45,000円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	県民ギャラリー使用料	午前9時から午後5時まで	18,560円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	和室使用料	午前9時から午後	10,830円

(35) 香川県立 東山魁夷せと うち美術館	附属設備及び器 具の使用料	後9時まで	を超えな い範囲で 規則で定 める額
	県民ギャラリーを香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料、芸能ホールを準備又は練習のために利用する場合の使用料、県民ギャラリー又は和室を分割して利用する場合の使用料、芸能ホール又は和室を利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後9時後（県民ギャラリーにあっては、午後5時後）の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料は、別に規則で定める。	別に規則で定める額	
	展示室観覧料（ 学齢に達しない 者、児童、中学 校生徒、高等学 校生徒及びこれ らに準ずる者を 除く。） 略 特別の展示の 場合 資料画像等使用 料	略	別に規則で定める額

(34) 香川県立 東山魁夷せと うち美術館	附属設備及び器 具の使用料	後9時まで	を超えな い範囲で 教育委員 会規則で 定める額
	県民ギャラリーを香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料、芸能ホールを準備又は練習のために利用する場合の使用料、県民ギャラリー又は和室を分割して利用場合の使用料、芸能ホール又は和室を利用時間を分割して利用場合の使用料、午後9時後（県民ギャラリーにあっては、午後5時後）の時間において利用場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料は、別に教育委員会規則で定める。	別に教育委員会規則で定める額	
	展示室観覧料（ 学齢に達しない 者、児童、中学 校生徒、高等学 校生徒及びこれ らに準ずる者を 除く。） 略 特別の展示の 場合	略	別に教育委員会規則で定める額

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～374	略		
375 香川県産 業技術センタ 一手数料	略 食品・食品原料 分析		

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～374	略		
375 香川県産 業技術センタ 一手数料	略 食品・食品原料 分析		



	5条第1項の規定による家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)		
	略		
	ヨーネ病検査 酵素免疫測定法による検査	略	
	<u>リアルタイムPCR法による検査</u> ヨーニン検査	1頭1回	1,580円
略			
421~598 略			

備考 略

	5条第1項の規定による家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)		
	略		
	ヨーネ病検査 酵素免疫測定法による検査	略	
	ヨーニン検査	略	
略			
421~598 略			

備考 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。